

廃棄物の無確認輸出に未遂罪創設 廃掃法改正案



平成 17 年 3 月 8 日開催の閣議で、「廃棄物処理法」改正案が閣議決定され、第 162 回国会に提出される見込みとなりました。

今回の改正は(1)16 年 3 月に岐阜市で大規模不法投棄事件が発覚したことや、(2)日本から中国に輸出された廃プラスチックに異物が混入していたため、中国政府が日本からの廃プラ輸入を停止している状況に対応したものです。

(1)への対応としては、産廃管理票(マニフェスト)虚偽記載に対し、最高 6 か月の懲役刑を導入すること、無許可営業法人への罰金を最高 1,000 万円から 1 億円に引き上げること、産廃関係事務の担当を保健所設置市から、より人員に余裕のある政令指定市に改めること - - などを盛り込んでいます。

一方(2)への対応としては、廃棄物の無確認輸出についての未遂罪・予備罪を創設しました。輸出通関手続段階で摘発できるようにするとともに、無確認輸出を行った法人に対する罰金も最高 1,000 万円から 1 億円に引き上げました。

このほかには、これまで維持管理積立金制度の適用外だった 10 年 6 月以前に埋立処分が開始された最終処分場のうち、現在も埋立を継続しているものについて維持管理積立金制度の対象に加えることとしました。

資料:2005 年 3 月 7 日付 EIC ネット

機器分析箇所 船津 実希

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

